

議長

農業委員現在数 14 名、出席 14 名、欠席 0 名、よって、会議は成立いたしました。
これより令和 6 年度 第 7 回 青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 8 番
新井委員さん、第 9 番 高山委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

前回総会、全員協議会が 9 月 25 日に行われまして、その後、経営部
会と土地部会が開催され、加藤会長、石川職務代理、経営部会の会員の
皆さま、土地部会の会員の皆さまにご出席をいただきました。9 月 26
日 職務代理・部会長研修会が清瀬市で行われまして、石川職務代理、
久保田農政部会長、高山土地副部会長、森田経営部会長にご出席いた
だきました。10 月 4 日 西多摩地方農業委員会連合会 臨時総会が瑞穂
町役場で行われまして、加藤会長にご出席いただきました。10 月 12
日 親子農業体験稲刈りが行われ、加藤会長、石川職務代理、経営部会
議会員の皆さまに参加をいただきました。10 月 18 日 青梅市都市計
画審議会が市役所会議室で行われまして、加藤会長にご出席をいただき、
生産緑地地区の変更、解除や指定など、また特定生産緑地の指定、また
都市計画プランなどの議題についてご審議いただきました。諸報告は以
上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程 4 の議案審議に入ります。

議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6 件を上程いた
します。

それでは議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6 件の
審議に入ります。整理番号 1 番について、八木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号4番 八木です。

整理番号1番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は自宅から少し離れた場所で、地番は宿泊施設の手前になります。3年間何もしていません。霧の木などが大きく生えていて腰の高さくらいまで切り、その後切りっぱなしで置いてあります。他は毎年、シソの種がこぼれて生えているだけで、作物を作っているか見てみると、細いネギが3本だけで畑として認められないと話をしました。前回の申請の時には、ホームセンターが閉まっていたから機械の工具が買えないとかで、同じ言い訳しかしませんでした。どう見てもやっている状態ではないので、引き続きは無理かなと判断しました。よろしくご審議お願いします。

議長

整理番号2、3、4番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号2番について説明します。

10月15日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は、最近開通した梅ヶ谷峠のトンネル近く、山の中の少し開けたところになります。ここには梅が15本あり下草も十分管理されていました。

地番は、この辺は近年造成されて宅地が広がり、梅郷地区の農地の中心地の一角となります。現在はショウガだけを残していて、それ以外は片づけがされ

ていました。

委員

整理番号3番について説明します。

10月15日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

2カ所は自宅に接した畑で、キャベツ、ノラボウ等の野菜のほかに、柿1本、梅3本が栽培されていて良好な管理がされておりました。家の北側には夏野菜の片づけが一部残っていますが問題がないと思います。

整理番号4番について説明します。

10月15日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番の上から2筆は、柿、柚子、ビワ、キウイ、ミカン、キンカン、シソ、ネギ、フキが栽培されていました。特に問題はありません。

その他の地番には、山裾に栗3本、大根、ネギ、白菜、ヤツガシラ、里芋、シソ等が栽培されていました。一部で夏のカボチャの栽培の後始末がまだ行き届いていない所がありますが、問題ないと思います。良好な管理がされておりました。

議長

整理番号 5、6 番について、新井委員さんの説明をお願いいたします。

委員

議席番号 6 番 新井です。

整理番号 5 番について説明します。

10月17日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は一段の畑になっています。田となっていますが水が無く田んぼになっていませんが、草刈りがきれいにされています。これでいいのですかと聞いたところ、前に田んぼが出来なかったから仕方がないですよと言っていて、今回田んぼは無理なので畑にして果樹類などを植えていただけたらと伝えましたら、その方向で行きますと言っていました。

地番は、梨、柿が植えてあり、きちんと管理されていました。

地番は、お茶畑できれいに刈り取られていました。問題なく管理されていました。

委員

整理番号 6 番について説明します。

10月17日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目田、面積

ここには、ナス、大根、ノラボウ等が植えられていて、問題なく管理されていました。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

質疑1 久保田委員

整理番号1番ですが、今後このような事が増えてくると思います。

パンフレットには、生産緑地の管理が行き届かなくなった場合には、課税調査の結果が変更されて雑種地となったと書いてあります。今回のような納税猶予の事が書いてあるのですが、適応している農地の20%以上が荒れたら納税猶予を打ち切りますと書いてあります。今までこのような書類が出たことがなかったのですが、状態が酷いことから出てきたのだと思います。今回のこの土地が八木委員さんが発表したから納税猶予をなしにしましょうと結論を出してもならないと思います。そのためには、納税猶予も生産緑地もですけど、貸借をしたらどうですかと何回も言った記録を蓄積しておかないといけないと思います。私もレポートを何回も出していますが一切反映されていないです。ですから事実を蓄積して行って、最終的には役所の都市計画課に直接話を持って行って、積み上げていかないと適正処分が出来ないはずなので、そのようなことを考える時期なのではないでしょうか。

議長

昔は耕作されていればいいですよという感じでしたが、貸借をうまく使いながら納税猶予の土地や生産緑地を守ることが必要なのかなと、国も農地を残そうと話は進んでいるのですが、でしたら農家の方が生活できるようなことを考えてくれるといいなと思います。

質疑 2 久保田委員

20%を逆算すると8割以上農作物を作っていないといけないというルールですよ。これはなにが背景にあるのかを調べてほしいとお願いしてあるのですが…

事務局

生産緑地法や農地法には書かれていなくて、具体的な法律名が明記されていないのでわからないのですが、20%超えた場合は納税猶予されたものと利子税を2か月以内に納付すると書いてあります。

議長

急に変えることは難しいので、私たちもアドバイスしながら農地を農地として使えるようにしていきますので、よろしくお願いします。

1番に関しては事務局から書類を渡すときに再度、貸借の件と、これから作物を作る方向でということを伝えていただきたいと思います。

議長

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

整理番号1番 [挙手 12 名]

整理番号2番から6番 [挙手 13 名]

挙手12名と13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者証明について」1件を上程いたします。なお整理番号1番については石川委員さんに関係するものでございますので、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、石川委員さんには退席いただきます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。2ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和6年2月1日に亡くなられたため、相続人である さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、10月18日に加藤会長と行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは整理番号1番について、担当委員の私から補足説明いたします。

委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号1番について説明します。

事務局の説明の通りです。ここは田んぼを一生懸命やっています。

以上です。

議長

以上で補足説明を終わります。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[举手 1 2 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第２号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者証明について」１件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」２件を上程いたします。整理番号１番につきましては、石川委員さんの案件になりますので、引続き退席していただきます。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」2件を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

整理番号 1 番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

[illegible]

現地調査でございますが、10月18日に加藤会長と行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について私から補足説明いたします。

委員

議席番号 1 番 加藤です。

補足説明をさせていただきます。

地番両方とも家の前の畑で、地番には東京都の委託苗木が植わっていたあとでトラクターがかけてありました。地番の方はヤツガシラ等いろんな野菜が植わっていて、ビニールハウスがありました。地番は白菜とブルーベリーが植わっていました。地番 3 筆はブルーベリーが植えてありました。きれいに管理されていました。

議長

以上で補足説明を終わります。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 2 名]

挙手 1 2 名により、可決されました。

よって、議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」整理番号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

整理番号 1 番の審議が終了しましたので、石川委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

議長

次に議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」残りの整理番号 2 番を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

整理番号 2 番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

事務局

農地所有者であった被相続人の さんが令和6年2月1日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、10月15日に町田委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号2番について、町田委員さんの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号12番 町田です。

整理番号2番について説明します。

地番には委託苗が植えてあり、よく管理されていまして。地番は馬場崎信号の西側で一団の畑になっています。全体が茶畑になっていて草もなくきれいに管理されていまして。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」残り整理番号2番は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程５の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

議長

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第４条第１項第７号の規定による届出について」は、２件で１ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」は、８件で２から３ページに記載されたとおりです。また、今井４丁目事業区域における届け出に関しましては、４８件で４から１１ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後３時５分から開会いたします。